

岐阜県緑の募金支援団体に関する取扱要領

平成30年8月24日制定

1 目的

緑の募金による森林整備等の推進に関する法律（平成7年法律第88号）（以下「緑の募金法」という。）に定める緑の募金活動（以下「募金活動」という。）について、緑の募金支援団体（以下「支援団体」という。）に募金支援活動を委嘱して、効果的に行うことを目的とする。

2 支援団体の申し込み等

緑の募金の趣旨に賛同し、緑の募金支援活動（以下「支援活動」という。）を行いたい団体は、「緑の募金」支援団体申込書（様式1）（以下「申込書」という。）並びに「緑の募金」支援計画書（様式2）（以下「計画書」という。）を公益社団法人岐阜県緑化推進委員会理事長（以下「理事長」という。）へ提出する。

3 支援活動の範囲

支援団体の支援活動の範囲は、岐阜県内とし、岐阜県外での支援活動により集めた緑の募金は、公益社団法人国土緑化推進機構、又は委嘱を受けている当該都道府県の緑化推進委員会へ納入するものとする。

4 支援団体の活動期間

支援団体の活動は、公益社団法人岐阜県緑化推進委員会（以下「委員会」という。）が定める緑の募金実施期間である3月1日から5月31日までと9月1日から10月31日までの間に行うものとする。

5 委嘱状

（1）委嘱状の発行

理事長は、支援団体から提出された申込書並びに計画書の内容を確認し、当該団体と具体的な活動について協議した上、「岐阜県緑の募金支援団体委嘱状」（以下「委嘱状」という。）（様式3）を発行する。

（2）緑の募金支援団体委嘱台帳

理事長は、委嘱状を発行したときは、「岐阜県緑の募金支援団体委嘱台帳」（様式4）に登録する。

6 資材の支給

（1）緑の募金箱

支援団体が募金活動を行うにあたり、緑の募金箱を必要とする場合は、「緑の募金箱設置申請書」（別紙1）を理事長へ提出し、その承認を受けた上で、支給された緑の募金箱を使用して募金活動を実施するものとする。

(2) その他の資材

理事長は、支援団体が支援活動を行うために必要とする資材については、支援団体と協議の上、支給するものとする。

7 遵守事項

支援団体は、支援活動を行うにあたって、次の事項を遵守しなければならない。

- ① 緑の募金法の趣旨を踏まえ、募金が強制にならないようにすること。
- ② 物品販売など他の目的とあわせて募金活動を行わないこと。
- ③ 計画書どおりに支援活動を行うこととし、計画書以外の方法で行う場合は、あらかじめ理事長と協議すること。

8 実績報告と募金の納入

支援団体は、支援活動終了後、すみやかに緑の募金支援実績報告書（様式5）を作成し、理事長へ提出するとともに、寄附された緑の募金を理事長が指定する銀行預金口座へ振り込むものとする。

9 その他

この取扱いに定めのあるもののほか、この実施に関しては、双方協議するものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成30年9月1日から施行する。
- 2 この要領の施行に伴い、「緑の募金運動の支援に関する委嘱の取扱要領」（平成8年2月16日制定）及び「緑の募金活動支援に関する内規」（平成23年3月1日制定）は、廃止する。

(様式1)

「緑の募金」支援団体申込書

年 月 日

公益社団法人岐阜県緑化推進委員会
理事長 様

住 所
団 体 名
代表者名

当会は、「緑の募金」支援団体として、「緑の募金」の支援活動を行いたいので、下記のとおり申し込みます。

記

- 1 団体名
- 2 代表者名
(役 職)
(氏 名)
- 3 連絡先
(担当者名)
(住 所) 〒
(電話・FAX)
(E-mail)
- 4 その他

(注)：定款、又は規約等、役員名簿、前年度の事業報告書等の関連資料を添付してください。

(様式2)

「緑の募金」支援計画書

年 月 日

公益社団法人岐阜県緑化推進委員会
理事長 様

支援団体の名称
代表者氏名
住所
電話番号

「緑の募金」に関して、下記のとおり緑の募金の支援活動を行いたいので、計画書を提出します。

1 活動期間

年 月 日 ～ 年 月 日

2 募金活動実施計画

(1) 募金方法

(2) 募金活動の場所や期日等 (関連行事の開催等を含む)

3 その他 (緑の募金への協力の呼び掛けなど)

4 連絡先等

(1) 担当者名

(2) 住所

(3) 電話番号・FAX

(4) E-mail

(様式5)

「緑の募金」支援実績報告書

年 月 日

公益社団法人岐阜県緑化推進委員会
理事長 様

支援団体の名称
代表者氏名
住所
電話番号

「緑の募金」に関して、下記のとおり緑の募金の支援活動を行いましたので、報告します。

1 活動期間

年 月 日 ～ 年 月 日

2 募金活動実績

(1) 募金方法

(2) 募金実績額 円

(3) 募金活動の場所 (関連行事の開催等を含む)

3 その他

4 連絡先等

(1) 担当者名

(2) 住所

(3) 電話番号・FAX

(4) E-mail

(様式3) 岐阜県緑の募金支援団体委嘱状

第 号

岐阜県緑の募金支援団体委嘱状

様

緑の募金の支援団体として、緑の募金支援活動を行うことを委嘱します。

なお、緑の募金の期間は、次のとおりです。

春期：3月1日から 5月31日まで

秋期：9月1日から10月31日まで

年 月 日

公益社団法人岐阜県緑化推進委員会

理事長

印